

低入札価格調査制度について

■低入札価格調査における『**工事成績判断基準**』を新たに設定しました。

過去の低入札価格調査を経て契約した工事の成績評定点が**75点**を下回った場合、新たな入札において、調査基準価格未満での入札を行うと「**失格**」となります。

【過去の契約とは】

- ・開札日の過去1年間※に、低入札価格調査を経て契約した工事の完成検査日の翌々月の第1日がある場合、工事成績判断基準の対象となります。
- ・当該期間に該当する工事实績が複数ある場合は、工事成績評定が最も低いものを対象とします。

※過去1年間とは、1年前の同月同日とします。

1 調査基準価格の算出方法

(1) 建設工事

深谷市建設工事低入札価格取扱運用基準第2条第1項

- ア 直接工事費×97%
- イ 共通仮設費×90%
- ウ 現場管理費×90%
- エ 一般管理費×68%

アからエの合計額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。

ただし、算出した額が設計金額の92%を上回る場合は92%の額とし、75%を下回る場合は75%の額とする。

(2) 有価物売却費がある建設工事

深谷市建設工事低入札価格取扱運用基準第2条第2項

- ア 直接工事費×97%
- イ 共通仮設費×90%
- ウ 現場管理費×90%
- エ 一般管理費×68%

アからエの合計額から有価物売却費を控除した額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。

ただし、算出した額が設計金額の92%を上回る場合は92%の額とし、75%を下回る場合は75%の額とする。

2 調査限界価格の算出方法

(1) 建設工事

深谷市建設工事低入札価格取扱運用基準第3条第1項

- | | | |
|---|--------------------|--------------|
| ア | <u>直接工事費</u> × 90% | } ※令和5年度改正箇所 |
| イ | <u>共通仮設費</u> × 80% | |
| ウ | <u>現場管理費</u> × 80% | |
| エ | 一般管理費 × 30% | |

アからエの合計額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。

(2) 有価物売却費がある建設工事

深谷市建設工事低入札価格取扱運用基準第3条第2項

- | | | |
|---|--------------------|--------------|
| ア | <u>直接工事費</u> × 90% | } ※令和5年度改正箇所 |
| イ | <u>共通仮設費</u> × 80% | |
| ウ | <u>現場管理費</u> × 80% | |
| エ | 一般管理費 × 30% | |

アからエの合計額から有価物売却費を控除した額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。